

## 店頭カード認証規定

個人のお客さまについては、各預金規定等にかかわらず、次の規定を適用します。

### 1. (カード認証)

カード認証とは、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの認証手段として、「キャッシュカード規定に定める当行キャッシュカード」（以下、「カード」といいます。）と、カード発行口座に登録された暗証番号を用いる認証方式のことをいいます。

### 2. (適用範囲)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したカード（ただし、代理人カードは除きます。）を保有する個人のお客さま（ただし、個人事業主および当行が別途定めた方を除きます。）は、当行国内本支店窓口において、カード認証を第4条に定める取引に利用することができます。

### 3. (本人認証等)

(1) カード認証による取引において、本人認証のための手続きは次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。

- ① 当行所定の機器にカードを挿入するとともに、当行所定の機器に入力された暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号の一致を確認します。当行所定の回数を超えて暗証番号の一致が確認できない場合には、カードの利用を停止します。
- ② カード認証による取引にあたっては、当該取引について正当な権限を有することを確認するために、本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでカード認証による取引をおこないません。
- ③ カードを紛失したお客さまが当該カードの再発行をおこなう場合、その他当行が定める取引をおこなう場合は、前各号の定めによらず、当行所定の機器に入力された暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号の一致を確認するとともに、本人確認書類の提示等により当該取引について正当な権限を有することを確認します。当行所定の回数を超えて暗証番号の一致が確認できない場合は、カード認証による取引の取扱いを停止します。

(2) 前項の取扱いによる本人認証をおこなった場合、当行はカード認証をおこなった方を預金者本人とみなし、その取扱いにより生じた損害について責任を負いません。

(3) カード認証による取引は、当行が取引の依頼を受け付け、承認した時点（資金移動を伴う取引の場合は取引に必要な資金を確保した時点）で成立するものとし、取引成立後の変更・取消はできません。

### 4. (取引の種類)

カード認証は以下の取引に利用することができます。

- ① カード認証に利用したカード発行口座の取引店と同一本支店内での口座開設
- ② カード認証に利用したカード発行口座の名義人と同一名義であると当行が判断する口座にかかる各種届出およびサービスの申込
- ③ その他当行が定める取引

#### 5. (取引内容の確認)

カード認証による入出金取引の結果については、通帳への記入、または個人インターネットバンキング等により定期的に確認してください。

#### 6. (障害時等の取り扱い)

- (1) カードの破損等により、当行が必要とする情報の取得ができない場合には、カード認証はご利用になれません。
- (2) 停電・故障等により当行所定の機器による取扱いができない場合、その他相当の事由がある場合には、カード認証はご利用になれません。

#### 7. (他の規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、定期預金共通規定、キャッシュカード規定、個人インターネットバンキング利用規定、その他の各預金規定、各種商品に関する規定、および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）が適用されるものとします。

#### 8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由がある場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2025年6月1日現在)